

静岡社会健康医学大学院大学学則（案）

令和3年4月1日 規則第6号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 自己点検・自己改革（第2条）
- 第3節 組織（第3条－第8条）
- 第4節 職員組織（第9条－第11条）
- 第5節 教授会等（第12条－第14条）

第2章 研究科通則

- 第1節 学年、学期及び休業日（第15条－第17条）
- 第2節 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
- 第3節 入学（第20条－第25条）
- 第4節 教育課程及び履修方法（第26条－第37条）
- 第5節 休学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍（第38条－第44条）
- 第6節 課程の修了及び学位（第45条－第48条）
- 第7節 賞罰（第49条・第50条）
- 第8節 厚生施設（第51条）
- 第9節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生（第52条－第58条）
- 第10節 入学検定料、入学料及び授業料（第59条－第67条）
- 第11節 大学開放（第68条）
- 第12節 雑則（第69条・第70条）

附則

第1章 総則

- 第1節 目的
(目的)

第1条 静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という。）は、健康と医療、環境を統合する俯瞰的な視点を機軸とした学術の理論及び応用を教授・研究し、研究課題の科学的な分析により、健康寿命延伸に貢献する人材を養成し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

- 第2節 自己点検・自己改革
(自己点検・自己改革)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価し、その結果を公表するとともに、自ら改革を行うものとする。

2 前項の点検・評価及び改革を行うため、静岡社会健康医学大学院大学自己点検・評価委員会を置くとともに、広く学外の有識者から意見を求める。

3 点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(課程)

第3条 本学に、博士課程を置く。

2 博士課程は前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）の課程に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び学生定員)

第4条 本学に、社会健康医学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く専攻及び課程並びに学生（第52条から第57条に掲げる者を除く。）の定員は、次のとおりとする。

専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会健康医学専攻	10	20	2	6

(人材養成等教育研究上の目的)

第5条 社会健康医学研究科における人材養成等の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を地域社会に分かりやすい形で還元するため、社会健康医学研究や健康寿命の延伸に向けた取組の担い手となる高度の専門的人材を育成することとする。

(2) 博士後期課程

学際的な社会健康医学研究の成果として疾病予防における新しい科学的エビデンスを導出し、社会に実装することで集団レベルでの健康増進に資する人材を育成することとする。

(社会健康医学研究センター)

第6条 本学に、社会健康医学研究センターを置く。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

(事務局)

第8条 本学に、大学の総務、経理、教務、学生の厚生補導等に関する事務を処理するため、事務局を置く。

第4節 職員組織

(職員)

第9条 本学に、学長、研究科長、社会健康医学研究センター長、図書館長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

(名誉教授)

第10条 本学に学長又は教授として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第11条 本学に客員教授等を置くことができる。

2 客員教授等に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教授会等

(教授会)

第12条 教育研究に関する事項を審議するため、研究科に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第13条 本学の教育研究に関する重要事項については、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款第21条に規定する教育研究審議会において審議する。

(学内委員会)

第14条 本学の運営に関する連絡調整、企画調査等に当たるため、学内委員会を置くことができる。

2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 16 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 17 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に定める休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第 4 号から第 6 号までについては、年度の始めに学長が定める。

3 学長は、必要がある場合は、第 1 項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第 2 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 18 条 博士前期課程の標準修業年限は 2 年、博士後期課程の修業年限は 3 年とする。

(在学年限)

第 19 条 博士前期課程の学生は 4 年、博士後期課程の学生は 6 年を超えて在学できない。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した学生は第 25 条第 2 項の規定により、定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて、在学することができない。

第 3 節 入学

(入学の時期)

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な事由がある者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 21 条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項の規定により学士の

学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号の規定に基づき文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本学が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 学校教育法施行規則第 156 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(入学の出願)

第 22 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する者については、前 4 条の規定を準用する。この場合において、「入学」とあるのは、「進学」と読み替えるものとする。

(転入学及び再入学)

第 25 条 本学への転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 4 節 教育課程及び履修方法

(授業及び研究指導)

第26条 本学の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第18条の標準授業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了すること(以下「長期履修」という。)を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第28条 授業科目の名称及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が、本学が定める他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 32 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 33 条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 35 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、教授会の議を経て、10 単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、教授会の議を経て、前条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第 37 条 授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可、不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良又は可を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

第 5 節 休学、転学、転研究科、留学、退学及び除籍

(休学)

第 38 条 疾病その他特別の理由により引き続き 2 月以上本学で修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため前項の許可を受けようとするときは、医師の作成する診断書を添付して同項の規定による申請をしなければならない。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 39 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 19 条の在学期間には算入しない。

(復学)

第 40 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が前項の許可を受けようとするときは、医師の作成する診断書を学長に提出しなければならない。

(転学)

第 41 条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 42 条 外国の大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 45 条に定める在学期間に含めることができる。

3 第 1 項の許可を得て外国の大学院へ留学する場合は、第 35 条の規定を準用する。

(退学)

第 43 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 44 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て除籍する。

(1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第 19 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 39 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

2 学長は、復籍の申請があった場合には、教授会の議を経てこれを許可することができる。

第6節 課程の修了及び学位

(修了)

第45条 学長は、博士前期課程に2年以上在学し、在学期間中に42単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は、博士後期課程に3年以上在学し、在学期間中に15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学の行う博士論文の審査および試験に合格した者に対し、教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査等)

第46条 学位論文等の審査及び試験は、教授会において選出された審査委員（以下「論文審査委員」という。）が行う。

2 前項の審査及び試験についての合格又は不合格の認定は、教授会が論文審査委員の報告に基づいて行う。

(学位)

第47条 本学の博士前期課程を修了した者に対し、修士（社会健康医学）の学位、博士後期課程を修了した者に対し、博士（社会健康医学）の学位を授与する。

2 前項の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(在学期間の短縮)

第48条 第36条第1項の規定により入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であって、本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、標準修業年限の2分の1を越えない範囲で本学が定める期間在学した

ものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学に1年以上在学するものとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第49条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、教育研究審議会及び教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第50条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対し、教育研究審議会及び教授会の議を経て懲戒するものとする。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続については、別に定める。

第8節 厚生施設

(厚生施設)

第51条 本学に必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生

(研究生)

第52条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士以上の学位を有する者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(委託生)

第53条 学長は、本学において官公庁、学校、団体等からその所属する職員に

特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て委託生として入学を許可することができる。

- 2 研究の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第54条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第37条の規定を準用する。

(社会人聴講生)

第55条 学長は、社会人で本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考のうえ、教授会の議を経て社会人聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 社会人聴講生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。

(社会人専門講座受講生)

第56条 学長は、本学が開設する社会人を対象とした高度で専門性の高い講座の受講を志願する者があるときは、教授会の議を経て社会人専門講座受講生として受講を許可することができる。

- 2 社会人専門講座の単位認定は行わない。

(特別聴講学生)

第57条 学長は、他の大学院の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第58条 この節に規定するもののほか、研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料)

第 59 条 入学検定料、入学料及び授業料の額は次のとおりとする。

種別	対象学生	年額	備考
入学検定料	全員	30,000 円	入学検定時
入学料	県内の者	141,000 円	入学時のみ
	県外の者	366,600 円	
授業料	全員	535,800 円	

2 前項の対象学生のうち、県内の者とは次の各号のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において引き続き 1 年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において配偶者又は 1 親等の親族が引き続き 1 年以上県内に住所を有している者
- (3) 学長が前 2 号に掲げる者に準ずると認める者

3 長期履修を認められた者の授業料の年額は、長期履修を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、第 1 項にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（授業料の納期）

第 60 条 授業料の納入は、各年度に係る授業料について前期及び後期の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において納入する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 授業料の納期は、前期分にあつては 4 月 25 日まで、後期分にあつては 10 月 25 日までに納入しなければならない。

（復学の場合の授業料）

第 61 条 前期又は後期中途において復学した者の授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に復学の日の属する月から当該学期末までの月数を乗じた額とし、これを復学した日の属する月に納入しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料）

第 62 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納入するものとする。

（休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料）

第 63 条 前期又は後期中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前期

又は後期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料は徴収しない。

2 停学期間中の授業料は、納入しなければならない。

(授業料等の減免等)

第 64 条 経済的理由により入学料又は授業料（以下「授業料等」という。）の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料を分割して納入させることができる。

2 授業料等の減免及び授業料の分割納入に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の入学検定料等)

第 65 条 研究生、委託生、科目等履修生、社会人聴講生、社会人専門講座受講生及び特別聴講学生の入学検定料、入学料、研究料及び聴講料については、別に定める。

(研究生等の入学料等の納入)

第 66 条 入学料、研究料及び聴講料は、入学の手続きを行うときに納入しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、当該許可された日から 10 日以内に納入しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納入しなければならない。

(学納金の不還付)

第 67 条 既納の学納金は、返還しない。ただし、次の各号に該当するものは除くものとし、その取扱いについては、別に定める。

(1) 入学検定料

(2) 新たに入学手続きを行う者が入学の手続きを行うときに納入した授業料

(3) その他、理事長が特に必要と認めるもの

第 11 節 大学開放

(大学開放)

第 68 条 開かれた大学として、社会の課題に積極的に対応し、健康寿命の延伸や社会の更なる発展に貢献するため、大学開放事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 節 雑則

(委任)

第 69 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第 70 条 この学則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会

の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における入学定員及び収容定員の数は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる数とする。

専攻	入学定員	収容定員
社会健康医学専攻	10人	10人

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における入学定員及び収容定員の数は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる数とする。

専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会健康医学専攻	10	20	2	2

- 3 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における入学定員及び収容定員の数は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる数とする。

専攻	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会健康医学専攻	10	20	2	4

別表（第 28 条関係）

社会健康医学研究科 社会健康医学専攻（博士前期課程）

科目区分		授業科目の名称	単位数
共通科目		社会健康医学概論	2
		公衆衛生危機管理論	2
		基礎医学講座	1
		高齢者ケア概論	1
		公的統計活用法	1
		文献検索法・文献評価法	1
		プレゼンテーション・ライティングスキル	1
公衆衛生学 科目	疫学領域	疫学概論	1
		疫学研究・臨床研究特論	1
		臨床研究概論	1
		疫学・ゲノム疫学特論	1
	医療統計学領域	医療統計学概論	2
		医療統計学特論	2
		臨床試験解析学	1
		観察研究解析学	1
	環境健康科学領域	環境健康科学・産業衛生学概論	2
		環境健康科学・産業衛生学特論	1
		生活習慣病（生活習慣・遺伝子・環境）	1
	行動医科学・ヘルスコミュニケーション学領域	健康情報学	1
		ヘルスコミュニケーション概論	1
		ヘルスコミュニケーション特論	1
		行動医科学	1
		健康医療社会学	2
	健康管理・政策学領域	健康・医療ビッグデータ概論	1
		健康・医療ビッグデータ特論	1
		健康政策・医療経済学概論	1
		健康政策・医療経済学特論	1
		社会健康医学倫理概論	1
		社会健康医学倫理特論	1
	ゲノム医学科目	ゲノム医学領域	医科遺伝学概論
医科遺伝学特論			1
遺伝カウンセリング			1

		遺伝カウンセリング実習	1
		ゲノム医学（疾患と遺伝子）	1
発展科目		フィールド実習	1
		死生学	1
		社会健康医学における質的研究法	1
		社会健康医学における混合研究法	1
		精神保健学概論・心理社会的支援技術論	1
		医療・ケア組織論	1
		高齢者ケア特論	1
		高齢者運動・リハビリテーション論	1
		聴覚コミュニケーション学概論	1
		聴覚コミュニケーション学特論	1
		小児聴覚評価法	1
		脳の発達と聴覚	1
		小児難聴マネジメント	1
		老年オーディオロジー	1
	特別研究科目		修士論文
		課題研究	4

社会健康医学研究科 社会健康医学専攻（博士後期課程）

科目区分	授業科目の名称	単位数
基礎科目	社会健康医学特講	1
特別演習科目	博士課程セミナー1	1
	博士課程セミナー2	1
	博士課程セミナー3	1
特別研究科目	社会健康医学研究	12

静岡社会健康医学大学院大学教授会規則

令和3年4月1日 規則第7号

(趣旨)

第1条 静岡社会健康医学大学院大学学則（令和3年規則第6号）第12条第2項の規定に基づき、教授会の組織、所掌事項及び運営に関し必要な事項を定める。

(教授会の設置)

第2条 研究科に教授会を置く。

(組織)

第3条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 教授会が必要と認めるときは、専任の准教授、講師又はその他教職員を加えることができる。

(所管事項)

第4条 教授会は、学校教育法第93条第2項各号に基づき、次の事項について、学長が決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他学長が別に定める事項

2 教授会は、学校教育法第93条第3項に基づき、学長が別に定める事項について、審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会は、次の事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 諸規程の制定改廃に関する事項

(2) 上記以外の教育研究に関する事項

(3) その他学長から意見を求められた事項

(会議)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催する。

2 学長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に会議を開くことができる。

(運営)

第6条 教授会に議長を置く。

2 議長は、研究科長がこれにあたり、会務を総理する。

3 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

4 教授会は、研究科長が招集する。

5 教授会は、その構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができな

い。ただし、休職、海外出張または2月以上にわたる長期欠勤等のため教授会に出席できない者は、この定足数の計算には加えない。

6 教授会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。

7 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

8 教授会の開催日及び議題は、少なくとも開催日の3日前までに全員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

(議案の提出)

第7条 教授会の議案の提出は、研究科長が行う。

(意見の聴取)

第8条 教授会は、審議上必要と認めるときは、第3条の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 議長は、教授会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席者のうちから議長が指名した2人以上の者が署名押印し、常にこれを事務局に備えておかななければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営について必要な細則は、教授会の議決を経て、学長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、教授会の意見を聴いて公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会が行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。